報告1)昨年度までの連絡協議会の取組み

<第11回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(書面開催)>

令和2年7月13日(月)~7月20日(月)

<目 次>

- 1. 連絡協議会の設立経緯
- 2. 連絡協議会による取組み
- 3. 各委員による取組み
- 4. 平成30年度以降の活動方針

大型車両の適正かつ安全な走行の実現に向けて

道路管理者・関係行政機関・関係企業 団体の連携・情報共有・意見交換



個々の取組みを融合・発展させて、 広報を中心とした効果的な取組み を実施する

平成26年5月9日

平成28年1月29日

平成28年12月21日 (第4回)

平成29年9月14日 (第5回) 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」発表

背景

道路インフラの危機(老朽化)、車両の大型化(重量の増加)

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 設立

▶ 関係企業団体: 6

関係行政機関: 7

道路管理者 :12

1都2県

新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定

関係企業団体:(一社)埼玉県トラック協会、埼玉クレーン協会

● 関係行政機関: 埼玉県警察本部 交通部

● 道路管理者 :埼玉県 県土木整備部、さいたま市 建設局 土木部

埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正

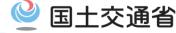
> 関係企業団体: 8

▶ 関係行政機関: 8

▶ 道路管理者 :14

1都3県

1. 連絡協議会の設立経緯 (大型車両の通行の適正化方針)



背景

- 1. 0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占
 - め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

- ➡ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当
- 2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、 **悪質な違反者に対しては厳罰化**し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

(1) バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラ と同等の11.5トンに緩和 【H26年度中に実施】

(2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】

(3)許可までの期間の短縮

①主要道路情報のデータベース化を促進

【継続して実施】

②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進

【継続して実施】

③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施

【H26年度から実施】

④通行許可に係る審査体制の集約化

【H27年度から段階的実施に向けて準備】

(4)適正に利用する者の許可の簡素化

- ①違反実績のない者に対して許可期間(現行2年)の延長【H27年度実施に向けて準備】
- ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用 【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

(1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

①自動計測装置の増設

【H26年度から実施】

②コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道 路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 【継続して実施】

(2) 違反者に対する指導等の強化

- ①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発) 【H25年度から実施】
- ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 (H26年度から実施)
- ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施 また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施

【H26年度から実施】

(3) 関係機関との連携体制の構築

- ①国土交通省(道路局及び自動車局)、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 (H25年度から実施)
- ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、 取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示
- ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業 法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための 検討を実施。 【H26年度から実施】

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止



大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

平成28年1月29日設立

目的

委員

道路の老朽化対策に向けて、違法に重量を超過した大型車両の適正な走行実現のために、広報を中心とした活動を官民連携で実施

【1都3県の関係企業団体・関係行政機関・道路管理者】

- (一社)千葉県トラック協会、(一社)東京都トラック協会、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)埼玉県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会(千葉支部・東京支部・神奈川支部)、埼玉クレーン協会
- 警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、関東地方整備局(港湾空港部)、関東運輸局(自動車交通部・自動車監査指導部・自動車技術安全部)
- 関東地方整備局(道路部)、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京 支社・八王子支社)、首都高速道路(株)

委

首都圈大規模同時合同取締作業部会

平成28年10月4日設置

日的

合同取締実施に係る関係組織間の連絡・調整

【1都3県の警察・道路管理者等】

- 警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部
- 首都高速道路(株)、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社)
- 東京都、埼玉県
- 関東地方整備局(道路部)、東京国道、相武国道、北首都国道、大宮国道、千葉国道
- 関東運輸局(自動車技術安全部)

通行許可迅速化検討部会

平成29年8月31日設置

目 特殊車両通行許可に係わる申請者及び審査者相互による許可期 的 間の短縮

【1都3県の関係企業団体・行政書士会・道路管理者】

- (一社)東京都トラック協会、(一社)千葉県トラック協会、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)埼玉県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会(東京支部・千葉支部・神奈川支部)、埼玉クレーン協会、東京都行政書士会
- 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、 NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社)、首都高速道路(株)、関東地方整備局(道路部)、東京国道、千葉国道、横浜国道、大宮国道

迅速化(トラック)WG

令和元年9月11日設置

目的

重量物運搬用特殊車両の通行許可の迅速化

【1都8県のトラック協会の重量部会】

委 員 ● (一社)東京都トラック協会 重量品専門部会、(一社)千葉県トラック協会 重量鉄鋼部会、(一社)神奈川県トラック協会 重量鉄鋼部会、(一社)埼玉県トラック協会 重量部会、(一社)栃木県トラック協会 重量部会、(一社)山梨県トラック協会 重量部会、(公社)新潟県トラック協会 重量部会、(公社)長野県トラック協会 重量部会

員



過去の開催状況(1/2)

年度	回 数	開催日	概要
平成	第1回	1/29	✓ 連絡協議会の設立✓ 広報を中心とした取組み方針を確認✓ 大型車両を取り巻く課題を共有
平 成 27 年 度	第2回	3/16	✓ Twitter、連絡協議会HPの開設、新聞広告掲載の他、チラシ・ポスター等の 作成結果の報告✓ 次年度春頃から各委員による取組み開始を確認✓ また、秋頃の新たな取組み実施を確認
平成	第3回	8/2	✓ 平成28年度の年間活動計画を確認✓ 秋頃を「広報集中期間」と定め、広報強化を図る方針決定✓ 連絡協議会として初の合同取締実施について確認
平 成 28 年 度	第4回	12/21	✓ 広報集中期間の取組みの効果検証結果の共有✓ 次年度の連絡協議会の進め方を確認✓ 新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定
平成29年度	第5回	9/14	✓ 埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正✓ 10月上旬からの約1か月間を「重点広報期間」と定め、ラジオやイベントなど新たな試みによる広報実施の方針を決定✓ 大型車を取り巻く課題に対し、連絡協議会として実施する対策方針を確認
度	第6回	12/6	✓「重点広報期間」における取組み及び広報効果の検証結果の報告✓ 特殊車両通行ハンドブックを2018年版として更新することを確認✓ 平成30年度以降も連絡協議会を継続することを確認(3か年計画が確定)

5

過去の開催状況(2/2)

年度	回数	開催日	概要
平成30年度	第7回	7/13	 ✓ 座長の役職変更に伴い規約等を一部改正 ✓ 平成30年度の年間活動計画を確認 ✓ 新たに10月の1か月間を「大型車通行適正化推進月間」として定め、ラジオクラウドCMやラジオCMによる広報を実施するほか、荷主対策を中心とした取組みを集中的に行うことを決定 ✓ 8月及び11月を「重点広報期間」とし、広報イベント等を実施することを確認
度	第8回	1/31	✓ 10月の「大型車通行適正化推進月間」及び8月・11月の「重点広報期間」の 取組み状況と広報効果の検証結果を報告✓ 「大型車通行適正化推進月間」及び「重点広報期間」の取組みを次年度も継続して実施することを確認
令和元年度	第9回	7/5	 ✓ 令和元年度の年間活動計画を確認 ✓ 昨年度に引き続き、10月を「大型車通行適正化推進月間」とし、荷主説明会やラジオCMの取組を集中的に実施することを決定 ✓ 8月・11月は「重点広報期間」とし、広報イベントやチラシ配布・ポスターの一斉掲示の実施を確認
年度	第10回	1/30	✓ 迅速化検討部会の下に迅速化(トラック)ワーキンググループを設置✓ 10月の「大型車通行適正化推進月間」及び8月・11月の「重点広報期間」の取組み状況と広報効果の検証結果を報告✓ 次年度は荷主への啓発強化に注力することを確認

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

啓発活動対象者

平成27年度(初年度)

広報の対象者は、取組み開始初年 度のため幅広く設定し、『荷主』、 『運送事業者』、『社会一般』とした。

平成28年度(2年目)

初年度の取組みも継続しながら、 『荷主』、『運送事業者』に焦点を当 て、重点的な広報に努めた。

平成29年度(3年目)

H28のアンケート結果から、認知度 の低い『荷主(特に実務担当者)』に焦 点を当てながら、『運送事業者』、 『社会一般』にも広報を実施した。

啓発活動内容

- 新聞広告(一般紙)
- Twitterの開設(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPの開設
- チラシ・ポスターの作成
- 新聞広告(業界紙)
- 道の駅でのイベント開催(「重量守り、道路を守ろう」パネル 展)
- ▶ バナー広告((公財)日本道路交通情報センターHP)
- チラシ・ポスターの配布
- Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPによる情報提供
- 道の駅、高速道路のPAでのイベント開催(パネル展)
- ラジオ広報(NACK5,(公財)日本道路交通情報センター)
- 荷主への啓発(資料配布、メルマガ寄稿)
- チラシの配布
- Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPによる情報提供

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

啓発活動対象者

平成30年度(4年目)

『運送事業者』や『社会一般』への広報を実施しながら、10月を「大型車通行適正化推進月間」と定め、特に『荷主』への説明会等を実施し、周知啓発に努めた。

令和元年度(5年目)

H30の取組みを継続・拡大しつつ、 建設業界における『荷主』の認知度 を調査した。

啓発活動内容

- 連絡協議会委員主催イベントでの広報(パネル展、塗り絵等)
- ラジオ広報(NACK5)
- ラジオクラウドCM(スマートフォンアプリ)
- 荷主への啓発(資料配布、説明会実施等)
- 運送事業者等への啓発(アンケート調査、機関紙等への寄稿)
- チラシの配布、ポスターの掲示
- Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPによる情報提供
- 連絡協議会委員主催イベントでの広報(パネル展、塗り絵等)
- ラジオ広報(NACK5)
- ▶ 荷主への啓発(説明会実施、アンケート調査等)
- 運送事業者等への啓発(アンケート調査、機関紙等への寄稿)
- チラシの配布、ポスターの掲示
- Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPによる情報提供

平成28年1月の連絡協議会設立から、広報を中心とした取組みを下表のとおり実施している。

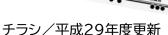
	TAZES TITION ZENERALIZA ON LA TREE TO CONCENTRACIO E PROPERTO CONTROL DE CONT																															
	平成27年度 (初年度)							平成29年度 (3年目)				平成30年度 (4年目)							令和元年度 (5年目)													
	H28 1月	2月	3月	8月	9月	10F	11月	12月	8月	9月	10月	11月	12月	H30 1月	2月	3月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31 1月	2月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
連絡協議会	第1回		第2回	第3回				第4回]	第5回	1		第6回		1		第7回			 	 		第8回		第9回	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 	 			第10回	
広報の取組み		バナー	広告		ンケート か (@	バナー	が	そう かちょう かちょう かちょう アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- -)	道	1 ^	和、幕張ントルマガチ収締は道路			荷	■ 1000 日本)	~ 荷	通推 く ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	型適用性荷⇒荷概	主説明会主要が入の明の方を表現しています。	交通安プェア	全·環境	ש	生前請▼	点	通道がく	大型車 行適工作 進月間 トラッパ トラッパ Vebアン	クフェス (O201 マガ掲i	交通安 フェア タ 9	2019	
合同 取締り				ž	集備会	作業語	連 報会 初	格協議会がて実施	作業部	会《		道路3法			作	業部領	条 作	業部会	全 作業語	郭会 1	合同取約	静	ſ	下業部:	-	作業部	法 作	業部会	合同耳	又締	作	業部会
通行許可迅速化									第1回 検討部名	AIX								1	第1回 検討部	·	: : : : : : : : :		: 			第 ⁻ 検討		第1回 WG	: : : : : : : : :			第2回 WG
各委員による取組み				•	【各	 委員】 	チラシ	 の配布 	/ポス	ターの	 D掲示. -	/ホー	ムペー	ジへの	のバナー	-設置	₫∕機[関紙へ	 	試等を	実施											

継続広報

平成27年度から開始し、更新や改訂を行い、 継続して実施している。

■チラシ/ポスター







チラシ・ポスター/令和元年度更新

■Twitter(@特車総合ツイッター)平成27年2月~



■連絡協議会専用ホームページ 平成27年2月~



スポット広報

令和元年度は、(一社)東京都トラック協会イベントに初参画し、昨年度に引き続き(一社)埼玉県トラック協会イベントで広報活動を行った他、ラジオ広報等を実施した。

■広報イベント〔トラックフェスタTOKYO2019〕

■イベント名:トラックフェスタTOKYO2019

(一社)東京都トラック協会主催

■開催日時:9/14(土)10:00~16:00

プレオープン

9/15(日)9:00~16:00★実施日

■開催場所:代々木公園(野外ステージ・イベン

ト広場・ケヤキ並木)

■来場者数(全体):約32,000人

■活動内容:啓発ポケットティッシュの配布

(1,000個配布)





■ラジオ広報〔推進月間中に実施〕

■放送局: FM NACK5(79.5)

■放送回数:20回

■放送エリア:埼玉県の全域・ 東京都・神奈川県・千葉県・ 群馬県・栃木県・茨城県の一部

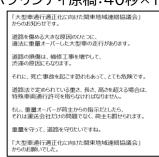
(連絡協議会エリアをカバー)

10/4(金)	10/5(±)	10/6(⊟)
9:29 11:59 13:28 14:35 16:58 19:23	7:35 8:33 10:49 13:59 15:43 17:44 18:07	9:38 10:59 11:32 11:53 13:47 16:32 17:32
6回	7回	7回

【ラジオ原稿:40秒×20回】 【パブリシティ原稿:40秒×1回】

•		
	SE	♪ (工事現場の音)
	(荷主・男性)	今度の積み荷、ちょっと重いけど1台で 行ってよ。
	(運送業者・男性)	いやー、2 台に分けないと、重量オーバー ですよ。
	(荷主・男性)	そこをなんとか!
	SE	ピピー (笛)
	Na(女性) SE	それ、法令違反ですよ。 定められた重さ以上の荷物を運ぶ場合は 特殊車両通行許可が必要です。重量 オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰 せられます。それに何より、死亡事故につ なかりかねません。
	Na(女性)	♪ (走行音)
		重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域

■HP/機関紙等への寄稿



※パブリシティ: 放送局が独自に情報提供 としてCM内容を告知するもの。

■広報イベント〔交通安全・環境フェア2019〕

■イベント名:交通安全・環境フェア2019

(一社)埼玉県トラック協会主催

■開催日時:11/9(土)9:30~15:00

■開催場所:埼玉スタジアム2002 東駐車場

■来場者数(全体):約14,500人

■活動内容:パネル展、啓発ポケットティッシュの

配布、特殊車両のぬり絵体験、ア

ンケート等

(チラシ2,000枚、ポケットティッシュ 約700個配布。塗り絵500枚、アン ケート200名以上回答。)





11

荷主への啓発

大型車両の通行適正化には、荷主の理解・協力が重要であることから、継続的に 荷主業界団体への説明会や資料・チラシの配布等の活動を実施している。

【実施主体:事務局】

(令和元年度の活動状況は以下のとおり)

■荷主説明会(1団体)

【実施概要】

■啓発先: (一社)日本建設機械レンタル協会 神奈川支部

■実施日: 令和元年5月22日(水)

■出席人数: 48名

■概要: 上記支部の通常総会の場で、30分程度時間を頂き、特殊車両通行許可制度の説明を行い、法令順守の推進を呼び掛けた。

【説明風景】





■荷主アンケート調査(2団体)

【実施概要】

荷主団体名	配布数	回答者数
(一社)東京建設業協会	約300社	50名
(一社)埼玉県建設業協会	約400社	57名
合計	約700社	107名

【アンケート結果抜粋】

【質問8】道路劣化の主要因とされる重量超過車両への対策強化のため、 現地取締りで総重量が基準の2倍以上の超過と確認された場合、 違反者に対し即時刑事告発が実施されることをご存知ですか?

①よく知っている	19
②聞いたことはあるが内容は知らない	53
③全く知らない	33
④わからない	2
合計	107

【質問9】運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる 荷主勧告制度の内容をご存知ですか?

①よく知っている	30
②聞いたことはあるが内容は知らない	55
③全く知らない	20
④わからない	2
合計	107

3. 各委員による取組み

連絡協議会の統一広報ツール(チラシ・ポスター・バナー等)を用いて、各委員において、 それぞれが有する媒体を活用した広報を実施頂いている。

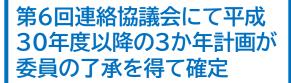


4. 平成30年度以降の活動方針(3ヵ年計画)

重量違反車両の削減

目標

審査期間の大幅な短縮





来年度以降の活動につ いては、次回(第12回) 連絡協議会にて議論

今年度

油物均镁色黑色缸面

		建格協議	会運営計画					
実	施内容	平成30年度	平成31年度/令和元年度	令和 2 年度				
連 #	絡協議会	・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進(PDCAサイクル) → 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 → 合同取締の結果報告及び検証 → 「大型車通行適正化推進月間」(仮称)を創設 ・会員部署に啓発ポスター掲示・荷主向けの各種講習会を開催	・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進(PDCAサイクル) ・ 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 ・ 合同取締の結果報告及び検証 ・ 平成30年度までの取組を検証し、効果的な取組を見極める	 連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進(PDCAサイクル) 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 合同取締の結果報告及び検証 大型車適正化の達成状況の確認及び検証 平成30年度からの取組の仕上げ。次期3ヶ年計画を策定 				
広	報 活 動	・継続的な広報の取組 広報媒体・イベントによる広報 委員独自広報への連絡協議会の 参画 重点広報期間での委員総出の広報の取組 →より効果的な広報手法等を検討 (広報すべき相手先の見極め)	・継続的な広報の取組 広報媒体・イベントによる広報 安員独自広報への連絡協議会の参画 重点広報期間での委員総出の広報の取組 オリパラに絡めた広報活動を展開し、より効果的なものとする	・継続的な広報の取組				
	違反取締及び違反者 への指導等の強化 【取締作業部会】	 ・連絡協議会による合同取締の実施 ♪ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ♪ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 > 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 	 ・連絡協議会による合同取締の実施 ▶ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ▶ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ▶ 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 	 連絡協議会による合同取締の実施 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 				
	通行許可の審査基準 等の統一化と許可審 査手続きの改善 【通行許可迅速化 検討部会】	・許可期間の大幅な短縮 個別協議箇所の削減 申請書記載内容の誤り削減 審査の統一化・迅速化に向けた 意見交換	・許可期間の大幅な短縮 個別協議箇所の削減 審査の統一化・迅速化に向けた 意見交換 2020年を控え審査状況進捗確認	・審査期間の削減状況の検証 ➤ 審査期間の現状について検証を 行う				